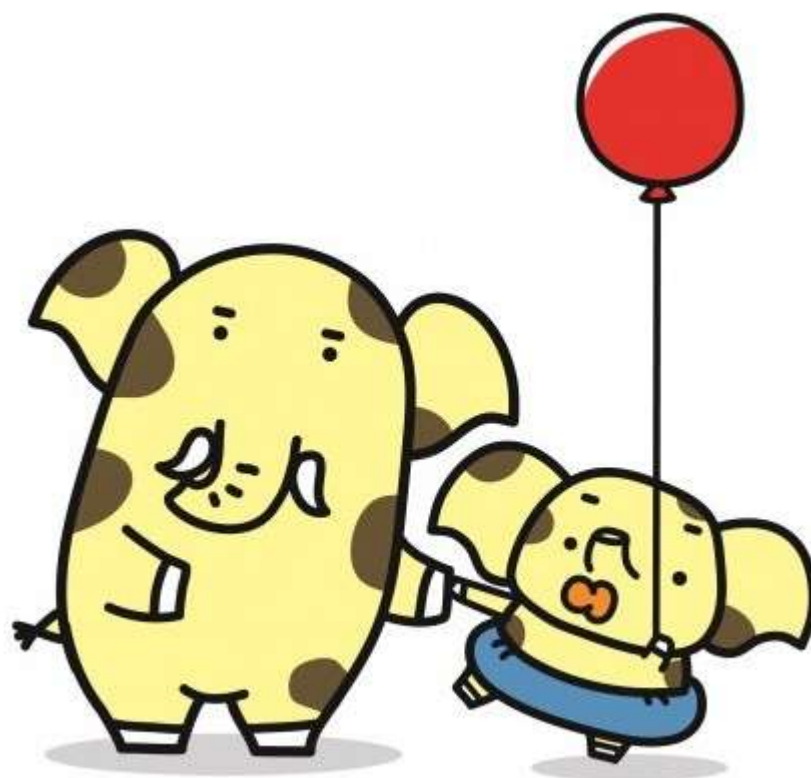


第3次新座市子ども読書活動推進計画



新座市イメージキャラクター ゾウキリン

平成28年3月

新座市

はじめに

子どもの読書活動は、子どもの成長にとっても、より豊かな人生を歩むためにも、かけがえのないものです。さらに、周りの大人が読書のすばらしさを再認識する良い機会だと考えております。また、読書は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

しかしながら、近年、テレビ、DVD及びインターネット等の様々な情報メディアの発達・普及や、生活環境の変化、さらに、幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの「読書離れ」が指摘されています。

平成27年6月に行われた「第61回学校読書調査」（調査者：全国学校図書館協議会、毎日新聞社）によると、不読者（1か月に1冊も本を読まなかった人）は、小学生で4.8%、中学生13.4%、高校生で51.9%となっています。不読者数は平成17年の同調査と比較して減少する傾向にありますが、前年平成26年の同調査と比較すると、小学生及び高校生が微増に転じました。

本市におきましては、学校図書館における児童生徒一人当たりの年間平均貸出冊数が、小学校及び中学校共に増加傾向にある等、子どもの読書活動が活発になっています。これは、平成23年3月に策定した「第2次新座市子ども読書推進計画」に基づき、関係機関が子どもの読書活動推進に関する取組を展開し、全ての子どもが自主的に読書活動を行うことができる読書環境づくりに努めたことにより、家庭、地域及び学校が読書の大切さを積極的に伝えていることが一定の効果を挙げているためと考えられます。しかしながら、更なる読書離れ改善へ向けて、子どもが自主的に読書に親しむよう方向づけていくことが課題となっていることから、地方自治体には、関係機関と連携し、一体となって子どもの読書活動を支援することが求められています。

この度、第2次計画の計画期間が満了することに伴い、第2次計画の成果と課題を踏まえ、「第3次新座市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

今後は、この第3次計画に基づき、次代を担う心豊かな子どもたちを育成するため、子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実に努めてまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、御審議を頂きました新座市立図書館協議会委員の皆様を始め、御意見、御提言を頂きました市民の皆様から感謝を申し上げます。

平成28年3月

新座市長 須田 健治

目次

第1部 総論

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の期間	4
3 計画の構成	4
4 基本の方針	4
(1) 家庭、地域及び学校での子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	4
(2) 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実	5
(3) 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進	5
(4) 子どもが読書に親しむための推進体制の整備	5
第2章 第2次計画期間における取組・成果と課題	7
1 家庭、地域及び学校での子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	7
2 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実	11
3 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進	12
4 子どもが読書に親しむための推進体制の整備	13

第2部 各論

第1章 家庭、地域及び学校での子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	14
1 家庭、地域における推進	14
(1) 家庭における推進	14
(2) 図書館における推進	14
(3) 公民館・コミュニティセンターにおける推進	18
(4) 児童センターにおける推進	19
(5) 保健センターにおける推進	19
(6) 地域子育て支援センターにおける推進	20
(7) ボランティア団体における推進	21
2 学校等における推進	22
(1) 小学校・中学校における推進	22
(2) 幼稚園や保育園における推進	23
(3) 障がい児施設における推進	24
(4) 放課後児童保育室における推進	25
(5) ココフレンドにおける推進(新規)	26
3 図書館、学校、ボランティア団体等との連携・協力	26
第2章 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実	28
1 図書館の整備・充実	28
(1) 図書の整備・充実	28
(2) 設備等の整備・充実	29
(3) 司書・児童サービス担当職員の能力向上	30
2 学校図書館の整備・充実	30
(1) 図書の整備・充実	30
(2) 設備等の整備・充実	31
(3) 学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進	32
第3章 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進	33
1 「子ども読書の日」を中心とした啓発・広報	33

2 優良図書の普及	3 4
第4章 子どもが読書に親しむための推進体制の整備	3 5
第3次新座市子ども読書活動推進計画施策体系表	3 6
資 料	3 9
用語解説	4 0
中央図書館耐震補強等改修工事休館中の様子	4 4
策定の経過	4 5
新座市立図書館協議会委員名簿	4 6
子どもの読書活動の推進に関する法律	4 7

注) 本文中に「_____※」を付した用語については、資料の用語解説を参照してください。

第1部 総論

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

今日、子どもを取り巻く社会環境は、少子・高齢化、高度情報化、国際化の進展等様々な面において急激に変化しています。さらに、テレビ、インターネット等の情報メディアの発達、普及その他子どもを取り巻く生活環境の変化等を背景に、子どもの読書離れが危惧されています。

このような中で、平成13年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念においては、子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであると規定されています。（子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律第154号）第2条）

本市においては、平成19年3月に「新座市子ども読書活動推進計画」に続き、平成23年3月に平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間とする「第2次新座市子ども読書活動推進計画」（以下「第2次計画」という。）を策定し、学校での朝の読書活動やボランティア団体による読み聞かせを始め、新座市立図書館（以下「図書館」という。）によるブックスタート事業や学級訪問*等家庭、地域及び学校が一体となった取組を進めてきました。その結果、子どもが読書に親しむ機会の充実や環境の整備が図られました。

こうした状況を踏まえ、新座市における読書活動の更なる推進を図るため、この度、第2次計画の計画期間が満了することに伴い、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とする第3次新座市子ども読書活動推進計画（以下「第3次計画」という。）を策定いたしました。

今後は、この第3次計画に基づき、次代を担う心豊かな子どもたちを育成するため、子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実に努めてまいります。

参考

国、埼玉県及び新座市における子どもの読書活動推進に関する動向

	国	埼玉県	新座市
平成10年		「 <u>彩の国5つのふれあい県民運動</u> ※」	
平成12年	「子ども読書年」		
平成13年	「子どもの読書活動の推進に関する法律」 公布・施行		
平成14年	「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」策定	「彩の国教育改革アクションプラン」策定	
平成15年	「次世代育成支援対策推進法」公布・施行		
平成16年		「埼玉県子ども読書活動推進計画」策定	「新座市次世代育成支援行動計画」策定
平成17年	「文字・活字文化振興法」公布・施行 「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）」策定		
平成18年			
平成19年			「新座市子ども読書活動推進計画」策定
平成21年		「生きる力と絆の埼玉教育プラン - 埼玉県教育振興基本計画 - 」策定 「埼玉県子ども読書活動推進計画（第2次）」策定	
平成22年	「国民読書年」		
平成23年	言語活動の充実を図る		「第2次新座市子ども読書活動推進計画」策定

	国	埼玉県	新座市
	新しい学習指導要領の 全面実施		も読書活動推進計 画」策定
平成24年	「図書館の設置及び運 営上の望ましい基準」 改定		
平成25年	「子ども読書活動の推 進に関する基本的な計 画（第三次）」策定 「障害を理由とする差 別の解消の推進に関す る法律（障害者差別解 消法）公布（読書に障 がいがある市民に対す る合理的配慮）」		
平成26年	学校図書館法一部改正 （学校司書設置の努力 義務規定）	「第2期埼玉県教育 振興基本計画 - 生き る力と絆の埼玉教育 プラン - 」策定 「埼玉県子供読書活 動推進計画(第三次)」 策定	
平成27年	「文部科学省所管事業 分野における障害を理 由とする差別の解消の 推進に関する対応指 針」策定		中央図書館が「平成 27年度子どもの読 書活動優秀実践図書 館」として文部科学 大臣表彰を受賞 「新座市教育大綱」 策定
平成28年	「障害を理由とする差 別の解消の推進に関す る法律（障害者差別解 消法）」施行		

2 計画の期間

この計画は、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とします。計画の推進に当たっては、社会情勢の変化に応じて、計画内容の見直しを行うこととします。

3 計画の構成

この計画は、第1部「総論」、第2部「各論」及び「資料」から構成されています。それぞれの概要は次のとおりです。

- 第1部 新座市の子どもの読書活動の考え方
- 第2部 子どもの読書活動を推進するための具体的な方策
- 資料 施策の体系等の資料

4 基本の方針

市では、国及び県の基本の方針を踏まえ、市の実情等を考慮し、第2次計画に続き、次の四つの基本の方針を掲げます。

【基本の方針】

- (1) 家庭、地域及び学校での子どもが読書に親しむ機会の提供と充実
- (2) 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実
- (3) 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進
- (4) 子どもが読書に親しむための推進体制の整備

(1) 家庭、地域及び学校での子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、まず、家庭、地域及び学校のそれぞれが担うべき役割を果たすことが求められます。

家庭、地域及び学校においては、子どもが進んで読書をする態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書のきっかけを作り、その読書活動を広げ、読書体験を深める機会を充実させることが重要です。

市では、子どもの読書活動に携わる図書館、学校、市関係部局、ボランティア団体等が連携・協力を図りながら、子どもが読書に親しむ機会を提供するよう努めます。

(2) 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

子どもの読書活動を推進するためには、幼い頃から本に接することのできる環境づくりに配慮する必要があります。そして、子どもの発達段階に応じて、子どもが興味や関心を持ち、感動する本を身近に整えることが重要です。

そのために、図書館、学校図書館等の機関が果たす役割は大きく、それぞれが機能を十分発揮できるように、図書、設備及び人材の充実に向け推進します。

(3) 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

子どもの読書活動に関する理解を深めるために、子どもの読書活動の意義や重要性について、広く市民の理解を深め関心を高める必要があります。

子どもを取り巻く大人、特に、保護者、教員、保育士等が子どもの読書活動に理解と関心を持つことが、子どもに自主的な読書態度や習慣を身に付けさせる上で重要となります。

このような観点から、市は、講座・講演会等の機会を通して、読書活動の意義や重要性についての理解を深め関心を高めるよう努めます。さらに、市広報、図書館だより等への掲載や市・図書館等のホームページを活用した周知を図るとともに、読書活動啓発パンフレット等の配布や優良図書の普及等による啓発・広報を推進します。

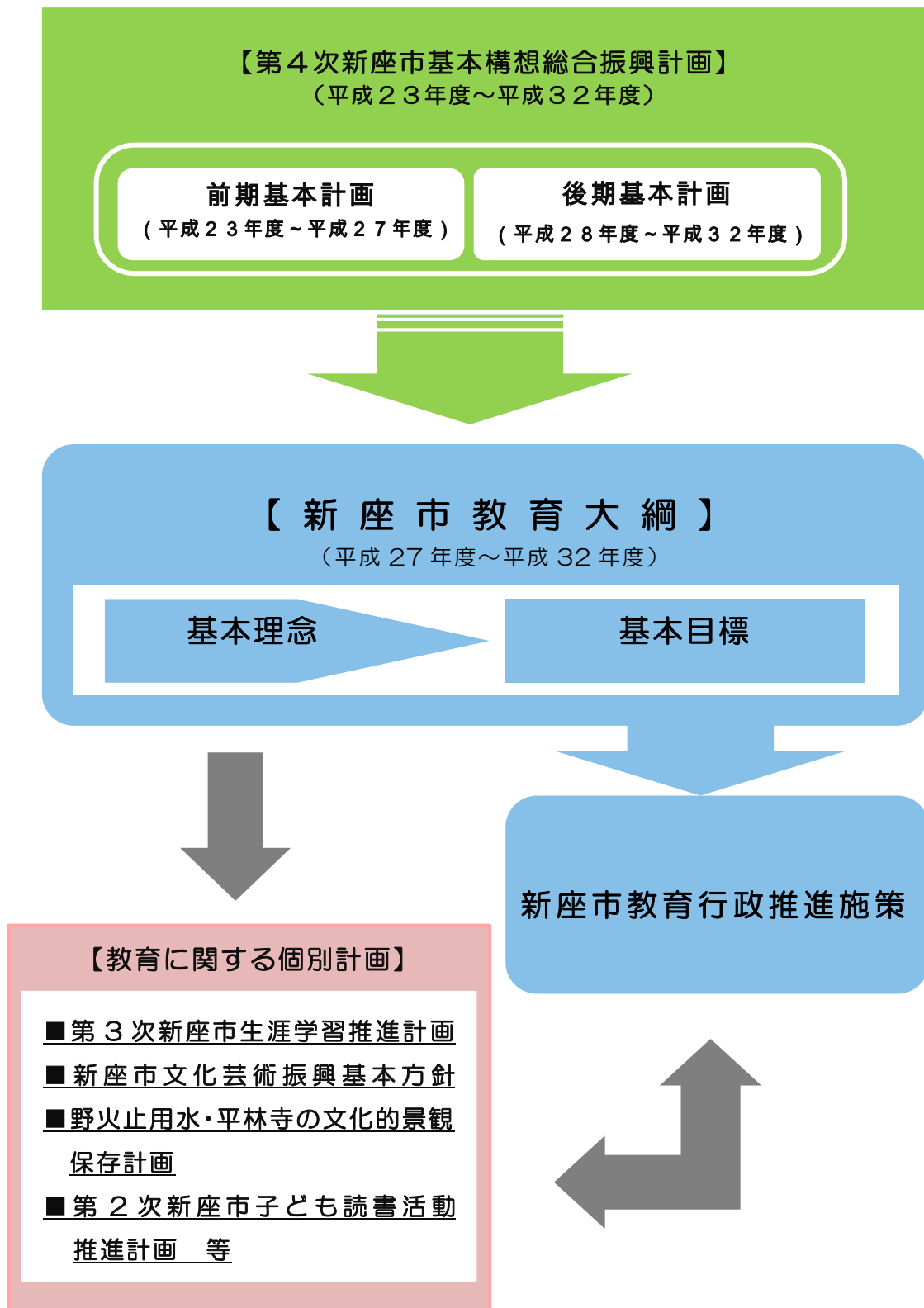
(4) 子どもが読書に親しむための推進体制の整備

子どもの読書活動を総合的に推進するためには、家庭、地域及び学校が連携・協力し、子どもの自主的な読書活動を推進する体制の整備に努める必要があります。

市においても、これらの連携・協力による具体的な取組についての検討や情報の交換等を行うために、図書館、学校、市関係部局、ボランティア団体等の関係者から成る総合的な推進体制を整備していきます。

＜新座市子ども読書活動推進計画の位置付け＞

「新座市教育大綱」＜大綱の位置付け・構成イメージ図＞より



第2章 第2次計画期間における取組・成果と課題

平成23年3月の第2次計画の策定以降、市では家庭、地域及び学校において、子どもの読書活動を推進するための様々な取組を実施しました。第3次計画の策定に当たり、第2次計画期間における取組・成果を踏まえ、その課題を整理しておく必要があります。

この章では、第2次計画で示された四つの「基本的な方針」に沿って、主な取組とその成果、明らかになった課題を整理することとします。

1 家庭、地域及び学校での子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

1 家庭、地域における推進

取組・成果

(1) 家庭における推進

家庭における推進としては、図書館や公民館を中心とする関係機関が出前講座※、家庭教育講座※、ブックスタート事業「はじめてブック」、あかちゃんタイム、絵本講座等を実施し、読書の重要性について保護者への啓発が行われました。

(2) 図書館における推進

図書館においては、読み聞かせ及び講座等の館内サービスを充実させるとともに、ブックスタート事業、学級訪問及び出前講座等アウトリーチサービスに力を入れ、年齢やニーズに合わせたきめ細かい事業を実施しました。

また、第2次計画策定後、新規事業として「あかちゃんタイム」、「としょかん一年生事業」及び「読書貯金通帳」を開始しました。

●出前講座実施回数<生涯学習スポーツ課>

平成23年度	平成26年度
4回	7回

●絵本講座参加人数<図書館>

平成23年度	平成26年度
63人	67人

●あかちゃんタイム参加人数<図書館>

平成25年度	平成26年度
671人	930人

(3) 公民館・コミュニティセンターにおける推進

公民館・コミュニティセンターにおいては、ボランティア団体と連携した

読み聞かせ等の事業を充実させるとともに、家庭教育講座において子どもの読書の認識を深める機会を提供しました。

●「おはなし会」実施館数（全8館中）

＜公民館・コミュニティセンター＞

平成23年度	平成26年度
4館	6館

●家庭教育講座参加人数＜公民館・コミュニティセンター＞

平成23年度	平成26年度
104人	543人

- (4) 児童センター、保健センター及び地域子育て支援センター・つどいの広場における推進

各機関において、読み聞かせ等の事業を実施しました。

- (5) ボランティア団体における推進

新座市民総合大学文学部子どもの読書応援学科修了生による自主グループの結成等により、読み聞かせボランティア団体数が増加し、市内公共施設等で読み聞かせを実施しました。

また、生涯学習ボランティアバンクの利用を促進しました。

●市内の読み聞かせボランティア団体数＜図書館＞

平成23年度	平成26年度
5団体	12団体

（中央図書館が把握している団体数）

●生涯学習ボランティアバンク利用件数＜生涯学習スポーツ課＞

平成23年度	平成26年度
4件	7件

（読み聞かせ等「文学」の分野の利用件数）

課題

- (1) 家庭における推進については、社会教育関係機関及び福祉関係機関の連携を強化し、地域が一体となって家庭における読書活動を推進していく必要があります。
- (2) 図書館及び公民館・コミュニティセンター等においては読み聞かせ等事業が活発に行われ、事業の参加者数が増加しました。引き続き、事業内容の充実を図る必要があります。
- (3) ボランティア団体における推進については、関係機関が連携し、読み聞かせ活動の機会の提供等の支援を行っていく必要があります。

2 学校等における推進

取組・成果

(1) 小学校・中学校における推進

学校においては、全小・中学校における朝の一斉読書活動等、読書習慣を身に付ける取組を実施しました。

また、「必読図書」の取組を推進し、平成22年度から「新座市必読図書」（義務教育9年間を通して読んでおくの良い本）の選定を続け、平成25年度には、「新座市必読図書 第1期・小学生用」をまとめました。また、平成26年度には、「新座市必読図書 第1期・中学生用」も選定が終了し、全小・中学校での取組が開始されました。

各学校では、教室や図書室に必読図書コーナーを設け、読み終えた児童生徒への表彰・掲示等を行い、子どもたちの読書活動を推進しています。

●学校図書館における児童生徒一人当たりの貸出冊数

平成23年度		平成26年度	
小学校	19冊	小学校	22冊
中学校	3冊	中学校	4冊

(2) 幼稚園・保育園、障がい児施設及び放課後児童保育室における推進

各機関において、読み聞かせ等の事業を実施しました。

課題

(1) 学校図書館における児童生徒一人当たりの貸出冊数は増加しました。引き続き、全校一斉の読書活動や必読図書の活用等、児童生徒が様々な図書に触れる機会を確保し、子どもの読書推進に関わる取組を継続する必要があります。

(2) 障がい児施設については、資料の整備や職員の研修について図書館が支援していく必要があります。

3 図書館、学校及びボランティア団体等との連携・協力

取組・成果

図書館においては、新座市立図書館ボランティア・新座市子どもの読書応援サポーターの交流を深めるため、平成22年度から全体会議を開催しています。また、平成25年度から、市内読み聞かせ団体に活動の場を提供するとともに、各団体の交流を活発にするため「おはなし会マラソン」を開始しました。

図書館ホームページでは、市内の図書館・公民館等における読み聞かせ事業を紹介する一覧を掲載しました。

課題

各関連施設における読み聞かせ等は進んでいますが、今後は、図書館・学校・市関係部局が連携し、図書を設置等の環境整備、研修会や交流会等による人材の確保及び養成を図る必要があります。

2 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

1 図書館の整備・充実

取組・成果

中央図書館では、平成24年6月1日から平成25年4月30日まで耐震補強等改修工事を実施し、児童コーナーをおはなしコーナーと改称して全面的にリニューアルを行うとともに、授乳室を新設しました。中央図書館耐震補強等改修工事休館中の様子については、巻末の資料に掲載しています。

資料の充実に当たっては、新刊書の購入に加え、児童書の買替えや、学級訪問の際にクラスへ貸し出す図書の追加購入を行いました。また、平成26年度に、絵本のブックガイドを始め子育てに関する図書を集約した「子育て支援コーナー」を、中央図書館、福祉の里図書館及びにいざほっとぷらざ図書室に設置しました。

職員の育成に当たっては、県立図書館が主催する児童奉仕研修会に参加しました。

●図書館における児童書・紙芝居の購入冊数

平成23年度	平成26年度
7,417冊	7,859冊

●図書館における児童書・紙芝居の貸出冊数

平成23年度	平成26年度
270,839冊	280,421冊

課題

- (1) 図書館における児童書・紙芝居の購入冊数及び貸出冊数は増加しています。引き続き、子ども読書活動の推進をするための運営を行う必要があります。また、年齢やニーズに合わせて設置した常設コーナー（「はじめてブックコーナー」、「ティーンズコーナー」及び「子育て支援コーナー」）の充実が求められます。
- (2) 司書有資格者の確保を図るとともに、児童サービス担当職員の能力向上を図っていく必要があります。

2 学校図書館の整備・充実

取組・成果

学校図書館では、学校図書館図書標準^{*}の達成促進、コンピュータ導入による情報化の促進、図書整理員^{*}等の人的配置等の取組が行われました。

●学校図書館図書標準

平成23年度		平成26年度	
小学校	100.2%	小学校	98.3%
中学校	96.1%	中学校	98.9%

●学校図書館の改修状況（平成26年度は4年間の累計）

平成23年度		平成26年度	
小学校	5校	小学校	9校
中学校	0校	中学校	3校

課題

- (1) 学校図書館においては、司書教諭*及び学校図書館主任*が学校図書館運営に十分な役割を果たすために、学校内での協力体制の確立が求められています。
- (2) 学校図書館及び図書館の連携を強化するため、図書データベースの活用と物流体制の確立が求められます。

3 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

取組・成果

- (1) 「子ども読書の日*（4月23日）」を中心とした啓発・広報として、図書館においては、4月から5月までを期間とする「子ども読書フェスティバル」を開催し、講演会やおはなし会等の行事を行いました。
- (2) 学校においては、平成25年度から各学校に「新座市必読図書一覧（第1期）」を配布し、子どもたちの読書活動に活用しています。また、平成26年度には「新座市必読図書一覧（第1期・中学生向け）」を作成しました。

課題

- (1) 「子ども読書の日」を始めとして、図書館における関連した事業の充実を図るとともに、幅広い啓発・広報を進める必要があります。
- (2) 学校においては、「必読図書」を優良図書として活用していくことが課題となっています。
- (3) 図書館においては、基本図書リスト*及び中高生向けブックリストの作成が課題となっています。

4 子どもが読書に親しむための推進体制の整備

取組・成果

「新座市子ども読書活動支援プロジェクト」として、中央図書館に窓口を設置しました。

中央図書館を核として、学校における児童生徒の調べ学習や読書活動に対する支援、保健センターと連携したブックスタート事業による家庭における読書活動の支援等、関連機関と連携した支援を実施しました。

また、ボランティアに対しては、研修や活動場所の提供等の支援を実施するとともに、図書館ホームページでは、市内の図書館・公民館等における読み聞かせ事業を紹介する一覧を掲載し、読み聞かせ団体の情報発信を図りました。

課題

引き続き、「新座市子ども読書活動支援プロジェクト」として、図書館を中心に市関係部局や関係団体が連携し、子どもの読書活動を推進していく必要があります。

また、ボランティアの養成や活動場所の提供を充実させ、地域における読書活動を更に活発にしていく必要があります。

第2部 各論

第1章 家庭、地域及び学校での子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

1 家庭、地域における推進

(1) 家庭における推進

【現状及び課題】

家庭における読み聞かせや本に関わる楽しい思い出は、本そのものへの興味につながり、その後の少年期や青年期における自主的な読書活動につながっていきます。

保護者が進んで読書をする姿を見せる、子どもを図書館に連れて行く、子どもの手が届くように家に本を置く等、家庭における読書環境が子どもの読書形成に及ぼす影響は大きいと言えます。

市では、第2次計画に基づき、家庭における読書活動の推進のため、様々な取組を実施しましたが、引き続き、保護者が家庭において、子どもが本に親しむ機会を作り、子どもと共に読書を楽しみ、子どもの読書の習慣化に積極的な役割を果たすことが求められます。

【施策の方向】

子どもを取り巻く大人が、子どもの読書活動の意義や重要性について理解し、子どもの継続的な読書活動のため、家庭における働きかけを意識的に行うことができるように、図書館、学校及び関係機関が啓発・支援を継続していきます。

具体的な取組	内 容
家庭における読書活動の推進	家庭において、子どもの読書活動への働きかけを意識的に行うことができるように、図書館、学校及び関係機関が啓発・支援を連携して実施します。

(2) 図書館における推進

【現状及び課題】

図書館には、多くの利用者が訪れます。子どもは、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ることができます。

また、保護者にとっても、自分自身が本を借り読書をする場所であるとともに、自分の子どもに与えたい本を選択し、子どもと一緒に読書をするのできる場所です。

図書館は、子どもの読書活動の拠点施設です。市は、常設館3館、週2回開館する分館5館を有する図書館網により、図書館サービスを展開しています。

中央図書館では、子どもが読書に親しみやすい環境づくりとして、平成24年度に耐震補強等改修工事を実施し、「おはなし会」を実施する児童専用スペース（おはなしコーナー）をリニューアルしました。また、乳幼児連れの利用者が気兼ねなく図書館を利用できるよう「あかちゃんタイム」を実施するとともに、耐震補強等改修工事において授乳室を新設しました。

中央図書館及び福祉の里図書館では、読書活動を推進する事業として、「子ども読書の日」にちなんだ「絵本講座」等の実施や子どもに薦める図書の展示も定期的に行っています。

分館では、図書室の開館日に合わせて、ボランティアによる「おはなし会」が行われています。

子どもの読書活動には、「乳幼児サービス*」から「ティーンズサービス*」の充実まで、障がいのある子どもへのサービスも含め、子どもの発達段階に応じた幅広いサービスの展開が期待されます。

今後も、子どもの発達段階に応じたサービスを展開できる読書活動の拠点となるよう、図書館のサービスはもとより、学校やボランティア団体等の関係機関との連携を深め、支援していくことが求められます。

【施策の方向】

図書館では、学校と並んで、地域における子どもの読書活動の拠点として、「乳幼児サービス」から「ティーンズサービス」の充実まで、子どもの発達段階に応じた幅広いサービスを展開していきます。特に、読書量が減少しがちなおおむね13歳から18歳までの年代の青少年に対しては、選定したお薦めの本を効果的に紹介する等啓発活動を行っていきます。

今後は、学校や地域で子どもの読書活動を支えているボランティアとの協働が子どもの読書活動推進の要となります。そのためには、ボランティアを育成し、支援するために、必要な知識、技能等に関する研修や情報提供等を行っていきます。また、保護者に対しての啓発事業も継続して行っていく予定です。

具体的な取組	内 容
「おはなし会」等の実施	図書館職員やボランティア等が紙芝居や絵本の読み聞かせ等を行います。
特集展示の実施	絵本講座等の図書館事業や「こどもだより」、「ブックリスト」等に関する図書の特集展示を行います。
「としょかんこどもだより」の作成	図書館事業の案内や本のクイズを掲載した「としょかんこどもだより」を作成します。
ブックリストの作成	乳幼児から高校生まで、年齢に合わせたブックリストを作成し、読書活動の啓発に役立てます。
「基本図書リスト」の作成	児童図書の核を成す「基本図書リスト」を作成し、保護者への読書相談及び学校図書館の蔵書構成にもいかしていきます。
「としょかん一年生事業」の実施（新規）	小学校新一年生を対象として、入学時に図書館の貸出登録申請書やお薦めの本のリスト等を封入した「にいざとしょかん1ねんせいパック」を配布し、図書館の利用を促進します。
「読書貯金通帳」の配布（新規）	子どもが自身の読書記録を作成することで、読書意欲を高めることができるよう、読んだ本のタイトル等を記入する「読書貯金通帳」を配布します。
「学級訪問」、「 <u>図書館訪問</u> ※」の実施	学級訪問においては、図書館職員やボランティアが学校を訪問し、図書館の利用方法を説明し、本の紹介等を行います。 図書館訪問においては、児童生徒が図書館を見学し、図書館への理解を深めます。
団体貸出しの実施	学校や市関係部局、ボランティア団体等に3か月間、100冊を限度に図書の団体貸出しを行います。また、利用促進に向けたPRも行います。
学校向け図書の充実	学級訪問時にクラスへ貸出しする図書を充実させます。
リサイクル図書の活用	除籍した児童書、絵本及び紙芝居をリサイクル図書として小・中学校等で活用できるよう、配布の機会を設けます。

具体的な取組	内 容
ブックスタート事業「はじめてブック」の実施	ブックスタート事業「はじめてブック」において、保護者を対象に、絵本を通して親子でふれあう大切さを説明し、乳児向けの読み聞かせを行います。
「あかちゃんタイム」の実施（新規）	乳幼児連れの利用者が気兼ねなく図書館を利用できるよう「あかちゃんタイム」を設け、図書館の利用を促進します。
絵本講座の実施	幼児を持つ親や子どもの読書活動を推進するボランティアを対象に、家庭での読み聞かせの効果やお薦めの絵本について、講義を行います。
「子ども読書イベント」の実施	親子で気軽に読書を楽しみ、家庭における読み聞かせを促進できるよう、広い年代を対象とした読書イベントを行います。
書評合戦（ビブリオバトル [※] ）の実施（新規）	子どもの本に対する関心を高めるとともに、読書を通じたコミュニケーションを育むため、書評合戦（ビブリオバトル）を実施します。
新座市元気の出るまちづくり出前講座「子どもの本（はじめて絵本）入門」、「おはなし会入門」の実施	「はじめて絵本入門」（読み聞かせの効果や乳幼児に適した絵本を紹介する内容）、「おはなし会入門」（おはなし会の方法やおはなし会向けの絵本を紹介する内容）を実施し、絵本や読み聞かせについての知識や認識を深めます。
「子ども読書フェスティバル」の開催	「子ども読書の日」及び「 <u>こどもの読書週間</u> [※] 」にちなみ、テーマ展示やおたのしみ会、映画会等を行う「子ども読書フェスティバル」を実施します。
「秋の読書週間フェスティバル」の開催	秋の「読書週間」にちなみ、子どもが読書に親しむ行事や特集展示、子どもの読書活動を推進する講座等の催しを実施します。
集会所等における読書活動の推進	地域の子どもや保護者に対して、読み聞かせ等を行い、読書活動の啓発・支援を行います。また、集会所等に設置した絵本を充実させていきます。
中学生、高校生のインターンシップの受入れの実施	中学生、高校生が図書館の仕事を体験し、その仕事を通して、読書への関心を深めます。
ブックスタートボランティアの育成	ブックスタート事業「はじめてブック」において、保護者へ説明を行うブックスタートボランティアを育成するとともに、

具体的な取組	内 容
	既存ボランティアのスキルアップを図ります。
読み聞かせボランティアの養成・組織化・支援	地域における子ども読書活動推進の重要な担い手である読み聞かせボランティアを養成するとともに、ボランティア活動を継続的なものとするために、研修の機会や活動場所の提供等の支援を行います。
児童サービス担当職員の研修の実施	子どもの読書活動に関する知識・技術の習得や、ボランティアを支援するため、職員の研修体制を強化します。

(3) 公民館・コミュニティセンターにおける推進

【現状及び課題】

公民館・コミュニティセンターは、地域にある身近な生涯学習施設であり、利用しやすい立地条件にあることから、子どもの読書活動を推進する場所として有効です。

読み聞かせについては、公民館・コミュニティセンター6か所で、ボランティアによる「おはなし会」を実施しています。

今後は、図書館と連携し、全ての公民館・コミュニティセンターにおいて、おはなし会や子どもの読書活動の意義を伝える講座等の事業を行うことが求められます。

【施策の方向】

子どもの読書活動を促進するため、子どもを対象とした事業を実施するとともに、保護者に子どもの読書活動の理解を深める事業を実施します。

具体的な取組	内 容
「おはなし会」等の実施	ボランティアの協力により、「おはなし会」等子どもを対象とする催物を実施し、子どもが読書に親しむ機会を提供します。
家庭教育講座における読書活動に関する講座の実施	公民館等で実施する家庭教育講座（3歳児学級等）において、絵本や読み聞かせについての知識や認識を深める機会を提供します。

(4) 児童センターにおける推進

【現状及び課題】

児童センターは、子どもに健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設です。図書館の大型絵本等を利用して「おはなし会」を実施する等、子どもが読書に親しむ機会を提供しています。

今後も引き続き、図書館の団体貸出しやリサイクル図書の活用を図りながら、児童センター図書室を充実させ、子どもが読書に親しむ機会を提供していくことが求められます。

【施策の方向】

児童センター図書室の充実を図るため、図書館からの団体貸出しやリサイクル図書等を活用します。また、読み聞かせ等の活動を促進するとともに、図書館と連携し、子どもの読書活動を推進するための啓発を行っていきます。

具体的な取組	内 容
図書館の団体貸出しの利用	図書館の団体貸出しを利用し、児童センター図書室の充実を図ります。
リサイクル図書の活用	リサイクル図書を活用し、児童センター図書室の充実を図ります。
読み聞かせの実施	職員や読み聞かせボランティアによる紙芝居や絵本の読み聞かせ活動を促進します。
子どもの読書活動推進に資する事業の実施（新規）	子どもの読書の機会を提供するため、特色ある事業を企画します。
読書に関する啓発資料の設置	子どもの読書活動を推進するための啓発として、図書館の作成したリスト等を設置します。
保護者を対象とした読書活動啓発事業への参加促進	図書館の実施する絵本講座や読み聞かせ講座等を周知し、参加促進を図ります。

(5) 保健センターにおける推進

【現状及び課題】

子どもの読書活動は、乳幼児期に親子で心と体のふれあいをすることから始まります。市では、3～4か月児健診時に、図書館職員とブックスタートボランティアが出向き、ブックスタート事業「はじめてブック」を行っています。

絵本を通して親子のふれあいの時間を持つことの大切さを説明しながら、

お薦めの絵本を手渡しています。毎年高い配布率を維持し、平成26年度実績では、1,326名の受診者のうち、99%に当たる1,318名の受診者に絵本を配布しています。

保健センターは、保護者と乳幼児にとって身近な行政機関であり、受診率も極めて高いことから、絵本の読み聞かせ、本の紹介等の啓発事業を継続的に行っていくことが必要です。

【施策の方向】

保護者と乳幼児にとって身近な機関であることから、引き続き図書館との連携を密にしながら、乳幼児期から本に親しむことへの理解を深める啓発事業を実施していきます。

具体的な取組	内 容
ブックスタート事業「はじめてブック」のPRと機会の提供	3～4か月児健診時に、ブックスタート事業「はじめてブック」を行う機会を確保し、受診者に事業をPRします。
「なかよし絵本たいむ」事業の実施	9～10か月児健診時に、読み聞かせボランティアが健診を待つ子どもと保護者を対象として、絵本の読み聞かせを行う「なかよし絵本たいむ」事業を実施します。
保護者を対象とした読書活動啓発事業への参加促進	図書館の実施する絵本講座や読み聞かせ講座等を周知し、参加促進を図ります。

(6) 地域子育て支援センターにおける推進

【現状及び課題】

市内には、地域子育て支援センターが13か所あり、乳幼児と保護者を対象として、子育てについてのサポートを行っています。

地域子育て支援センターでは、子どもの読書活動に関する情報を提供し、読み聞かせを行っています。また、図書については、図書館からの団体貸出しを利用しています。

今後とも、図書館と連携し、子どもが読書に親しむことができる場を提供することが望まれます。

【施策の方向】

遊びとともに、子どもが気軽に読書に親しむことができる場を提供します。
また、保護者への子どもの読書活動に関する情報を提供していきます。

具体的な取組	内 容
図書館の団体貸出しの利用	図書館の団体貸出しを利用します。
リサイクル図書を活用	リサイクル図書を活用し、読書環境を整備します。
読み聞かせの実施	保護者同士の情報交換の場を利用して、読み聞かせを実施します。
読書に関する啓発資料の設置	子どもの読書活動を推進するための啓発として、図書館の作成したリスト等を設置します。
保護者を対象とした読書活動啓発事業への参加促進	図書館の実施する絵本講座や読み聞かせ講座等を周知し、参加促進を図ります。

(7) ボランティア団体における推進

【現状及び課題】

平成27年4月1日現在、図書館で委嘱した子どもの読書活動に関わるボランティア約170名が読み聞かせ等の活動を行っています。

また、地域においては、子どもの読書活動に関わる団体や個人が小・中学校や公共施設等で読み聞かせを行っています。

このようなボランティア団体又は個人は、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむ機会を提供し、子どもの自主的な読書活動を支援しています。

市では、これらのボランティア団体又は個人の活動を促進するための環境づくりを更に進めていくことが課題となっています。

【施策の方向】

ボランティア団体又は個人の活用を図り、地域や学校において読み聞かせ等を行う機会を促進します。

具体的な取組	内 容
図書館による読み聞かせ方法の指導の実施	子ども読書に関わるボランティアの養成や能力向上に向けた研修を継続して実施します。
図書館による団体貸出しの実施	ボランティア活動を支援するため、団体貸出しを行います。
図書館ボランティアの情報交換・交流促進の実施	図書館事業の実施時に活動を行うボランティア等の全体会議等を開催します。
図書館・学校・市関係部局によるボランティア活動の機会の確保	ボランティアが活動する機会を確保します。
生涯学習ボランティアバンクの活用	生涯学習ボランティアバンクに登録された人材を基に、子どもの読書活動への啓発を促進します。

2 学校等における推進

(1) 小学校・中学校における推進

【現状及び課題】

学校においては、全校で実施している「朝の一斉読書」やボランティア団体による読み聞かせ、必読図書の選定等、児童生徒を対象とした読書を習慣付ける取組が行われています。また、各教科の授業においては、調べ学習[※]等学校図書館や図書館を利用して多様な学習活動が展開されています。

人材については、全校に司書教諭及び図書整理員が配置されています。

今後は、司書教諭が子どもの読書活動の在り方等の研修に参加し、より学校図書館の運営について認識を深める必要があります。また、校内においては、司書教諭が図書館運営に十分な役割を果たすことができるよう、校内体制の確立と活性化を図っていく必要があります。

小・中学校においては、児童生徒が読書に親しむ心を養い、読書習慣を身に付けることが求められています。そのためには、学校全体で組織的に読書活動の推進に取り組むことが必要です。

【施策の方向】

読書の習慣を身に付けるための朝の一斉読書、読み聞かせ等、子どもへの読書の働きかけを継続していきます。

各学校で司書教諭が読書指導等学校図書館の運営に十分な役割を果たせるようにするため、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮等についても工夫していきます。また、司書教諭及び学校図書館主任を対象とした研修会を実施するとともに、校内研修でも学校図書館教育について取り上げ、全教職員の指導力向上を図っていきます。

具体的な取組	内 容
「朝の一斉読書」の実施	読書習慣を身に付けるため、全校で一斉読書を継続して実施します。
読み聞かせの実施	ボランティア団体等による読み聞かせを推進します。
必読図書リストの活用	全校において必読図書リストを活用していきます。
「新座市子ども暗唱・弁論大会」の実施（新規）	言葉への関心を高め、言語感覚を豊かにするため、新座市子ども暗唱・弁論大会を推進します。
障がいの状況に応じた図書等資料の整備	児童生徒の障がいの状況を的確に把握して、図書等資料を整備します。
障がい児の読書活動についての研修の実施	教員の研修に障がいがある子の読書活動に関する内容を盛り込み、認識を深めます。
司書教諭を中心とした校内組織の確立と活性化	司書教諭を中心とした校内組織の確立と活性化を進めます。
教員のための児童生徒の読書活動に関する研修の実施	教員が研修等に参加し、児童生徒の読書活動の在り方や学校図書館の運営について、認識を深めます。
図書館における教員の体験研修の受入れの実施（新規）	教員が図書館の業務を体験し、窓口業務、蔵書管理、行事及びレファレンス等を研修します。
図書館における中学生職場体験学習の受入れの実施	中学生が図書館の仕事を体験し、その仕事を通して、読書への関心を深めます。

(2) 幼稚園や保育園における推進

【現状及び課題】

幼児期には、好奇心や探究心を高め、幼児期にふさわしい感受性や知的発達を促すために、絵本や図鑑等に積極的に関わる読書環境が大切です。

市内には、12の私立幼稚園（認定こども園1を含む。）、29の公立・法人の保育園があります。各園では、図書室や図書コーナーを設けて読み聞かせ等の読書活動が実施されています。

幼稚園や保育園においては、幼稚園教育要領や保育所保育指針に基づき、計画的に読書指導に取り組むことが求められます。また、家庭生活でも幼児が本に親しめるようにするために、各園による保護者への啓発活動をより積極的に行うことが必要です。

【施策の方向】

園生活の中で、子どもが絵本や物語に接する機会を拡充します。また、保護者会等の機会を捉え、子どもの読書活動に関する保護者への啓発活動を活発に行うとともに、幼稚園教諭や保育園保育士の読み聞かせ等の理解や技能を高めるため、研修の機会を促進します。

具体的な取組	内 容
読み聞かせの実施	幼稚園教育要領又は保育所保育指針に基づいた読書指導を実施し、園生活の中で絵本や物語等に接する機会を拡充していきます。
図書館の団体貸出しの利用	図書館の団体貸出しを利用し、読書環境を整備します。
リサイクル図書館の活用	リサイクル図書館を活用し、読書環境を整備します。
読書に関する啓発資料の設置	子どもの読書活動を推進するための啓発として、図書館の作成したリスト等を設置します。
保護者を対象とした読書活動啓発事業への参加促進	図書館の実施する絵本講座や読み聞かせ講座等を周知し、参加促進を図ります。
読み聞かせ等についての研修会の実施	職場全体で読み聞かせ等の理解や技能を習得するために、幼稚園教諭や保育園保育士の研修の機会を設けます。

(3) 障がい児施設における推進

【現状及び課題】

障がい児施設は市内に2か所あり、それぞれ約200冊の児童図書、紙芝居、大型紙芝居、大型絵本、パネルシアター*等を所蔵しています。

今後は、障がいの状況に応じた資料の充実を図り、子どもが読書に親しむ環境を整備していくことが望まれます。

【施策の方向】

障がいの状況に応じた図書の充実を図り、子どもが読書に親しむ環境を整備していきます。

また、職員を対象として、障がい児に対する読書活動の在り方について理解を深めることができるような研修等への参加を促進するとともに、保護者を対象に子どもの読書に関する啓発を行っていきます。

具体的な取組	内 容
障がいの状況に応じた図書等資料の充実	障がいの状況に応じた図書等資料の充実を図り、子どもが読書に親しむ環境を整備していきます。
図書館の団体貸出しの利用	大型絵本、大型紙芝居、 <u>さわる絵本*</u> 、 <u>布絵本*</u> 等図書館の団体貸出しを利用します。
障がい児の読書活動についての研修会への参加	職員を対象として、障がい児に対する読書活動の在り方について理解を深めることができるような研修等の参加を促進します。
読書に関する啓発資料の設置	子どもの読書活動を推進するための啓発として、図書館の作成したリスト等を設置します。
保護者を対象とした読書活動啓発事業への参加促進	図書館の実施する絵本講座や読み聞かせ講座等を周知し、参加促進を図ります。
リサイクル図書の活用	リサイクル図書を活用し、読書環境を整備します。

(4) 放課後児童保育室における推進

【現状及び課題】

放課後児童保育室は市内小学校17学区の全てに設置されています。

各放課後児童保育室には図書コーナーがあり、指導員が読み聞かせ等を行っています。

今後さらに、蔵書の充実と子どもの読書活動に関する理解を深めることが望まれます。

【施策の方向】

図書館からの団体貸出しやリサイクル図書を活用し、子どもの読書環境を整備していきます。また、保護者への子どもの読書活動に関する情報を提供していきます。

具体的な取組	内 容
図書館の団体貸出しの利用	図書館の団体貸出しを利用し、図書コーナーの充実を図ります。
リサイクル図書の活用	リサイクル図書を活用し、読書環境を整備します。
読み聞かせの実施	保育室指導員による読み聞かせ活動を行います。
読書に関する啓発資料の設置	子どもの読書活動を推進するための啓発として、図書館の作成したリスト等を設置します。

具体的な取組	内 容
保護者を対象とした読書活動啓発事業への参加促進	図書館の実施する絵本講座や読み聞かせ講座等を周知し、参加促進を図ります。

(5) ココフレンドにおける推進（新規）

【現状及び課題】

市では、小学校施設（教室や校庭等）を活用し、地域の方々の御協力を得ながら、子どもたちが安全・安心に集える居場所を作ることを目的とした、子どもの放課後居場所づくり（ココフレンド）事業を行っており、平成27年度現在、7校に設置されています。

ココフレンドでは学校図書館を利用することができ、また、スタッフやボランティア団体等が読み聞かせ等を行っています。

今後、子どもの読書に関する理解を深めることが望まれます。

【施策の方向】

学校図書館を活用するとともに、スタッフやボランティア団体等による読み聞かせ等を実施します。また、図書館が実施するイベント等を周知し、子どもの図書館利用を促します。

具体的な取組	内 容
学校図書館の利用（新規）	学校図書館を活用し、子どもの読書の機会を提供します。
読み聞かせの実施（新規）	スタッフやボランティア団体等による読み聞かせ活動を行います。
読書に関する啓発資料の設置（新規）	子どもの読書活動を推進するための啓発として、図書館の作成したリスト等を設置します。また、図書館が実施するイベント等を周知し、図書館利用を促進します。

3 図書館、学校及びボランティア団体等との連携・協力

【現状及び課題】

市内では、学校や図書館を始め、各施設においてボランティア団体やボランティア個人が読み聞かせ等を行っています。

今後は、図書館、学校及び市関係部局がボランティアとの連携を強化し、子どもに対しより多くの読書の機会を提供していくことが望まれます。そのためには、子どもの読書に関わるボランティアの情報を把握し、その情報を提供していくことが必要です。

【施策の方向】

市内で活動する子どもの読書に関わるボランティアの情報を集約するとともに、ボランティアが一堂に会する機会を設ける等、ボランティアのネットワークづくりを進めていきます。

さらに、PTA、青少年団体、子育てサークル、医療機関、民間事業者等にも連携・協力を求めながら、市を挙げて子どもの読書活動を推進していきます。

具体的な取組	内 容
新座市立図書館ボランティア・子どもの読書応援サポーター全体会議の実施（新規）	新座市立図書館ボランティア及び子どもの読書応援サポーターの交流及び情報交換の場として、全体会議を実施します。
「おはなし会マラソン」の実施（新規）	市内読み聞かせボランティア団体に活動の場を提供するとともに、各団体の交流及び情報交換の場として、複数の団体によるリレー形式のおはなし会を実施します。
図書館ホームページへの読み聞かせボランティア団体の活動の掲載（新規）	市内読み聞かせボランティア団体の把握に努め、読み聞かせ活動の一覧を掲載・更新します。
ボランティア団体等とのネットワークづくり	子どもの読書活動を推進するボランティア団体・個人ボランティアの連絡会を開催する等、ボランティアのネットワーク化を図り、更に図書館、学校、市内関係部局等との連携・協力を推進していきます。

第2章 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

1 図書館の整備・充実

(1) 図書館の整備・充実

【現状及び課題】

市は、中央図書館、福祉の里図書館、分館5館及びにぎほっとぷらざ図書室を設置しています。

平成26年度の児童書の蔵書冊数は、全館で136,968冊、紙芝居は6,368組となり、これらは所蔵する図書冊数全体の約36.6%になります。

平成26年度の児童書の貸出冊数は、全館合計で280,421冊（平成23年度270,839冊。紙芝居を含む。）となり、貸出図書冊数全体の約32.9%です。

公立図書館は、その責務として、基本的な図書を常時提供できる状態に保つことが求められます。特に、子どもの本は利用が多く消耗が激しいため、複本の購入や買替えが必要になります。さらに、地域住民にとっては、身近な図書館であることから、豊富で多彩な図書館資料の計画的な整備とともに、在住する外国の子どもたちの読書活動を支援するため、外国語図書の整備が求められます。

また、障がいのある子どものための資料として、布絵本、点字絵本、さわる絵本等を始め、読み聞かせの資料である大型絵本や大型紙芝居を用意しています。これらの資料についても、更に充実させることが求められます。

また、年齢やニーズに合わせて設置した常設コーナー（「はじめてブックコーナー」、「ティーンズコーナー」及び「子育て支援コーナー」）の充実が求められます。

【施策の方向】

児童書の整備に当たっては、新刊書はもちろんのこと、既刊書も継続して整備していきます。また、子どもの読書に関する調査・研究用の資料の収集にも努めるとともに、外国語図書、ティーンズ図書及び障がいのある子どもを対象とした布絵本、点字絵本等の整備を図ります。

具体的な取組	内 容
図書館資料の整備	① 新刊書に加え、評価の高い既刊書の整備を進めます。 ② 在住外国人の子どもの読書活動を支援するため、外国語図書の本整備を進めます。 ③ 中学生・高校生の読書推進のために、ティーンズ図書の整備を進めます。 ④ 布絵本等の計画的な整備を図ります。
「はじめてブックコーナー」の充実	市内全館に設置した乳幼児向けの図書「はじめてブックコーナー」を充実させ、貸出しを促進します。また、保健センターに設置した「はじめてブック」の図書を充実させます。
「ティーンズコーナー」の充実（新規）	中央図書館、福祉の里図書館における青少年向けの図書「ティーンズコーナー」を充実させ、貸出しを促進します。
「子育て支援コーナー」の充実（新規）	中央図書館、福祉の里図書館及びにいざほっとぷらざ図書室における子育てに関する図書を集めた「子育て支援コーナー」を充実させ、貸出を促進します。

(2) 設備等の整備・充実

【現状及び課題】

第2次計画の課題であった中央図書館の耐震補強等改修工事については、平成24年6月1日から平成25年4月30日まで実施し、学習室及び授乳室を新設するとともに、おはなしコーナーを改修しました。この改修工事に伴い、書庫にハンドル式移動書架を設置するとともに、館内の書架を入れ替えたことにより、中央図書館の書架の収容量は4万冊分増加しました。

今後も、必要に応じて施設の改修・修繕を実施し、利用しやすい図書館に整備することが望まれます。

障がいのある方への読書設備については、障がい者サービス※として、福祉の里図書館に拡大読書器※や点字プリンタ※を設置しています。

【施策の方向】

中央図書館の改修工事については経年で改修結果を点検・評価し、必要があれば、更に改修・修繕を実施して、設備等の整備・充実を図ります。

また、福祉の里図書館、にいざほっとぷらざ図書室及び分館の施設においても、利用しやすいレイアウトの変更及び老朽箇所の修繕等、必要に応じて施設の改修・修繕を実施し、設備等の整備・充実を図ります。

具体的な取組	内 容
施設の改修・修繕	必要に応じて施設の改修・修繕を実施し、利用しやすい図書館の整備を図ります。

(3) 司書・児童サービス担当職員の能力向上

【現状及び課題】

司書は児童図書を始め、図書館資料の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談及び子どもの読書活動に対する指導等、子どもの読書活動を推進していく上で極めて重要な役割を果たします。このためには、専門的知識・技術を持った職員の適切な配置や能力向上を図っていく必要があります。

また、司書資格を有しない職員にあっても、児童サービス担当職員が十分な児童サービスを提供できるよう、能力向上を図っていく必要があります。

【施策の方向】

子どもを対象としたレファレンスサービス*・読書相談・ブックリスト及び学級訪問等の充実を図っていくため、職員の能力向上に向けた研修の機会を確保します。

具体的な取組	内 容
児童サービス担当職員の研修の実施（再掲）	子どもの読書活動に関する知識・技術の習得や、ボランティアを支援するため、職員の研修体制を強化します。

2 学校図書館の整備・充実

(1) 図書の整備・充実

【現状及び課題】

市の学校図書館における図書の整備状況は、平成26年度の学校図書館図書標準に照らした充足率で、小学校の平均が98.3%、中学校の平均が98.9%となっています。

学校図書館には、豊かな心を育む読書センターとしての機能と、児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援する学習情報センターとしての機能があります。いずれの機能も、子どもの読書活動を推進するには欠かすことのできない重要な機能であり、その機能を学校図書館が十分に発揮するためには、図書の整備、充実が必須条件となります。

【施策の方向】

学校図書館図書標準を目標とするとともに、学校図書館を活用した探究型学習を推進することができるよう、計画的に図書の整備・充実を図っていきます。

具体的な取組	内 容
学校図書館図書標準達成に向けた図書の充実	学校図書館図書標準を目標に、図書の更なる整備・充実を図ります。

(2) 設備等の整備・充実

【現状及び課題】

学校図書館が、子どもにとって読書活動に親しむ上で身近な場所であり、「心のオアシス」となるよう、設備等環境の整備が望まれます。

学校の改修工事に合わせて学校図書館の改修を行い、読書に親しみやすい環境整備として、木の優しさを持った、低く使いやすい書架を既に導入した学校図書館もあります。

今後も、必要に応じて施設の改修・修繕を実施し、利用しやすい学校図書館に整備することが望まれます。

また、学校図書館の図書データベース化も完了しており、蔵書管理や児童生徒への図書の貸出し・返却等をコンピュータによって行える環境が整っています。さらに、インターネットを活用して、図書館ホームページから図書の検索もできるようになっています。

今後は、図書館との連携を強化し、調べ学習や子どもの読書活動を充実させることが求められます。

【施策の方向】

学校の改修工事に合わせ、必要に応じて施設の改修・修繕を実施します。

図書館と連携した調べ学習や子どもの読書活動の支援に当たっては、図書館職員による読書相談と併せ、図書館ホームページからの検索による資料の収集方法を学校に周知します。

また、図書の貸出し・返却に当たっては、図書館の巡回車を活用し、効率的な物流を実施します。

具体的な取組	内 容
子どもに利用しやすい書架等の導入	図書室の書架、閲覧机及び椅子等の設備を整備するとともに、採光及び空調についても配慮する等、環境の整備を図ります。
図書館と連携した調べ学習の充実(新規)	図書館と連携し、図書を活用した学習活動を充実させます。

(3) 学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進

【現状及び課題】

司書教諭は、学校図書館図書の選択・収集・提供や子どもの読書に対する指導等を行う等、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担っています。

学校図書館の図書の整備等を行う図書整理員を配置し、ボランティアによる読み聞かせ等の活動を取り入れたりする等、学校図書館の活用を推進しているところもあります。

さらに、司書教諭の学校図書館運営に係る力量を高めるとともに、ボランティアの全校配置を進める必要があります。

【施策の方向】

司書教諭及び図書整理員を全校に継続的に配置し、子どもの読書活動の在り方や学校図書館の運営について認識を更に深めるため、積極的な研修等への参加に努めます。

具体的な取組	内 容
司書教諭及び図書整理員の全校配置の継続	司書教諭及び図書整理員の全校配置を継続して行い、学校図書館の充実を図ります。
司書教諭及び図書整理員の専門的知識の向上	司書教諭及び図書整理員の専門性を高めるため、研修等への参加を促進します。

第3章 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

1 「子ども読書の日」を中心とした啓発・広報

【現状及び課題】

「子ども読書の日（4月23日）」の趣旨に応じた事業として、図書館では子ども読書フェスティバルを開催しています。また、市広報及び図書館だよりへの掲載や市・図書館ホームページを活用した周知を図る等、広く市民への広報活動を進めています。

また、同様に、「読書週間（10月27日から11月9日までの間）」には、子どもの読書活動の推進に向けた気運が高まるよう、様々な啓発活動を実施しています。

今後も、子どもの読書活動を推進する社会的気運の醸成を図るため、様々な機会を捉えて、啓発・広報を実施することが求められています。

【施策の方向】

市広報、図書館だより、市・図書館ホームページ等を活用し、「子ども読書の日」を中心とした子ども読書に関連する施策の啓発に努め、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図ります。

さらに、図書館や学校等が連携を図り、「子ども読書の日」や「読書週間」等の趣旨に応じた事業を充実させ、子どもだけでなく大人への啓発・広報を実施していきます。

具体的な取組	内 容
図書館及び学校における「子ども読書の日」等の啓発・広報	図書館や学校においては、市広報等を活用する等、「子ども読書の日」等を広く周知するため、関係機関と連携・協力し、啓発・広報を実施します。
図書館及び学校等における「子ども読書の日」等を中心とした事業の充実	図書館や学校等において、「子ども読書の日」等を中心とした事業を充実させていきます。
「子ども読書フェスティバル」の開催（再掲）	「子ども読書の日」及び「 <u>こどもの読書週間</u> ※」にちなみ、特集展示やおたのしみ会、映画会、講座等を行う「子ども読書フェスティバル」を実施します。
「秋の読書週間フェスティバル」の開催（再掲）	秋の「読書週間」にちなみ、特集展示やおたのしみ会、講座等を行う「秋の読書週間フェスティバル」を実施します。

2 優良図書の普及

【現状及び課題】

図書館では、年齢に合わせて選定したブックリストを作成しています。乳幼児向けブックリストはブックスタート事業「はじめてブック」において、小学生向けブックリストは夏期休業前及び冬期休業前に全小学校の児童に配布しています。

また、平成24年度から配布を開始した「としょかん1ねんせいパック」では、小学校新一年生にお薦めの本のリストを封入しています。

このブックリストのほか、定期的に発行している「としょかんこどもだより」で紹介する図書や、事業の実施に合わせて関連する図書の展示も行っています。

学校においては、必読図書リストの活用が求められます。

【施策の方向】

図書館や学校においては、様々な方法により、優良図書の紹介を行っていきます。

具体的な取組	内 容
ブックリストの作成（再掲）	乳幼児から高校生まで、年齢に応じたブックリストを作成し、読書活動の啓発に役立てます。
図書館及び学校での優良図書の展示	図書館や学校において、優良図書の展示を行います。
必読図書リストの活用（再掲）	全校において、必読図書リストを活用していきます。

第4章 子どもが読書に親しむための推進体制の整備

子どもが読書に親しむための推進体制の整備

【現状及び課題】

市には図書館の運営について意見を述べる機関となる「新座市立図書館協議会」があり、小・中学校には教諭で構成され、読書活動について企画・立案を行う「学校図書館主任研修会」があり、それぞれの役割を担っています。新座市立図書館協議会においては、学校教育関係者から委員を任命して図書館運営に関し意見や提案を伺うとともに、学校図書館主任研修会においては図書館職員が参加して学校向けの図書館サービスを周知し、相互の連携を図っています。

今後は、子ども読書活動の施策を総合的かつ計画的に推進するため、図書館及び学校の連携を更に強め、市関係部局、ボランティア団体等の関係者から成る総合的な推進体制の整備が求められます。

【施策の方向】

子どもの読書活動を推進するため、図書館と学校図書館の連携・協力、市関係部局、ボランティア団体等の関係者がそれぞれの役割を担いながら、相互の連携・協力体制を更に整えていきます。

具体的な取組	内 容
「新座市子ども読書活動支援プロジェクト」の推進	中央図書館に設置し、子どもの読書活動を総合的、計画的に推進するための調査・研究を行い、また、学校、幼稚園、保育園及び子育て支援に関わる団体等への協力・支援を推進します。

第3次新座市子ども読書活動推進計画施策体系表

第1章 家庭、地域及び学校での子どもが読書に親しむ機会の提供と充実		
【推進の柱】	【施策】	【具体的な取組】
1 家庭、地域における推進	(1) 家庭における推進	・ 家庭における読書活動の推進
		(2) 図書館における推進
	(2) 図書館における推進	・ 「おはなし会」等の実施
		・ 特集展示の実施
		・ 「としょかんこどもだより」の作成
		・ ブックリストの作成
		・ 「基本図書リスト」の作成
		・ 「としょかん一年生事業」の実施（新規）
		・ 「読書貯金通帳」の配布（新規）
		・ 「学級訪問」、「図書館訪問」の実施
		・ 団体貸出しの実施
		・ 学校向け図書の充実
		・ リサイクル図書の活用
		・ ブックスタート事業「はじめてブック」の実施
		・ 「あかちゃんタイム」の実施（新規）
		・ 絵本講座の実施
		・ 「子ども読書イベント」の実施
		・ 書評合戦（ビブリオバトル）の実施（新規）
		・ 新座市元気の出るまちづくり出前講座「子どもの本（はじめて絵本）入門」、「おはなし会入門」の実施
		・ 「子ども読書フェスティバル」の開催
		・ 「秋の読書週間フェスティバル」の開催（新規）
		・ 集会所等における読書活動の推進
		・ 中学生、高校生のインターンシップの受入れの実施
		・ ブックスタートボランティアの育成
		・ 読み聞かせボランティアの養成・組織化・支援
	・ 児童サービス担当職員の研修の実施	
	(3) 公民館・コミュニティセンターにおける推進	・ 「おはなし会」等の実施
	(4) 児童センターにおける推進	・ 家庭教育講座における読書活動に関する講座の実施
		・ 図書館の団体貸出しの利用
		・ リサイクル図書の活用
・ 読み聞かせの実施		
・ 子どもの読書活動推進に資する事業の実施（新規）		
・ 読書に関する啓発資料の設置		
・ 保護者を対象とした読書活動啓発事業への参加促進		
(5) 保健センターにおける推進	・ ブックスタート事業「はじめてブック」のPRと機会の提供	
	・ 「なかよし絵本たいむ」事業の実施	
	・ 保護者を対象とした読書活動啓発事業への参加促進	
(6) 地域子育て支援センターにおける推進	・ 図書館の団体貸出しの利用	
	・ リサイクル図書の活用	
	・ 読み聞かせの実施	
	・ 読書に関する啓発資料の設置	
	・ 保護者を対象とした読書活動啓発事業への参加促進	
(7) ボランティア団体における推進	・ 図書館による読み聞かせ方法の指導の実施	
	・ 図書館による団体貸出しの実施	
	・ 図書館ボランティアの情報交換・交流促進の実施	
	・ 図書館・学校・市関係部局によるボランティア活動の機会の確保	
	・ 生涯学習ボランティアバンクの活用	

第1章 家庭、地域及び学校での子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

【推進の柱】	【施策】	【具体的な取組】
2 学校等における推進	(1) 小学校・中学校における推進	・ 「朝の一斉読書」の実施
		・ 読み聞かせの実施
		・ 必読図書リストの作成
		・ 「新座市子ども暗唱大会」の実施（新規）
		・ 障がいの状況に応じた図書等資料の整備
		・ 障がい児の読書活動についての研修の実施
		・ 司書教諭を中心とした校内組織の確立と活性化
		・ 教員のための児童生徒の読書活動に関する研修の実施
		・ 図書館における教員の体験研修の受入れの実施（新規）
		・ 図書館における中学生職場体験学習の受入れの実施
	(2) 幼稚園や保育園における推進	・ 読み聞かせの実施
		・ 図書館の団体貸出しの利用
		・ リサイクル図書の活用
		・ 読書に関する啓発資料の設置
		・ 保護者を対象とした読書活動啓発事業への参加促進
		・ 読み聞かせ等についての研修会の実施
	(3) 障がい児施設における推進	・ 障がいの状況に応じた図書等資料の充実
		・ 図書館の団体貸出しの利用
		・ 障がい児の読書活動についての研修会への参加
		・ 読書に関する啓発資料の設置
・ 保護者を対象とした読書活動啓発事業への参加促進		
・ リサイクル図書の活用		
(4) 放課後児童保育室における推進	・ 図書館の団体貸出しの利用	
	・ リサイクル図書の活用	
	・ 読み聞かせの実施	
	・ 読書に関する啓発資料の設置	
	・ 保護者を対象とした読書活動啓発事業への参加促進	
(5) ココフレンドにおける推進（新規）	・ 学校図書館の利用	
	・ 読み聞かせの実施	
	・ 読書に関する啓発資料の設置	
3 図書館、学校及びボランティア団体等との連携・協力	・ 新座市立図書館ボランティア・子どもの読書応援サポーター全体会議の実施（新規）	
	・ 「おはなし会マラソンの実施」（新規）	
	・ 図書館ホームページへの読み聞かせボランティア団体の活動の掲載（新規）	
	・ ボランティア団体等とのネットワークづくり	
	・	

第2章 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

【推進の柱】	【施策】	【具体的な取組】
1 図書館の整備・充実	(1) 図書の整備・充実	・ 図書館資料の整備
		・ 「はじめてブックコーナー」の充実
		・ 「ティーンズコーナー」の充実（新規）
	・ 「子育て支援コーナー」の充実（新規）	
(2) 設備等の整備・充実	・ 施設の改修・修繕	
	(3) 司書・児童サービス担当職員的能力向上	・ 児童サービス担当職員の研修の実施（再掲）
2 学校図書館の整備・充実	(1) 図書の整備・充実	・ 学校図書館図書標準達成に向けた図書の充実
	(2) 設備等の整備・充実	・ 子どもに利用しやすい書架等の導入
		・ 図書館と連携した調べ学習の充実
	(3) 学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進	・ 司書教諭及び図書整理員の全校配置の継続
・ 司書教諭及び図書整理員の専門的知識の向上		

第3章 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進		
【推進の柱】	【施策】	【具体的な取組】
1 「子ども読書の日」を中心とした啓発・広報		・ 図書館及び学校における「子ども読書の日」等の啓発・広報
		・ 図書館及び学校等における「子ども読書の日」等を中心とした事業の充実
		・ 「子ども読書フェスティバル」の開催（再掲）
		・ 「秋の読書週間フェスティバル」の開催（再掲）
2 優良図書の普及		・ ブックリストの作成（再掲）
		・ 図書館及び学校での優良図書の展示
		・ 必読図書リストの作成（再掲）
第4章 子どもが読書に親しむための推進体制の整備		
【推進の柱】	【施策】	【具体的な取組】
子どもが読書に親しむための推進体制の整備		・ 「新座市子ども読書活動支援プロジェクト」の推進

資 料

用語解説

(本文中に「___※」を付した用語の解説一覧)

— か 行 —

用語	解説
学校図書館図書標準	平成5年3月、文部科学省が定めた公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準をいう。
子ども読書の日	国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子ども読書活動推進に関する法律」で定められた4月23日をいう。
基本図書リスト	図書館に必要最小限備えておきたい図書を分野ごとに網羅し、図書館の蔵書の骨組みとなる児童書のリストをいう。
学級訪問	児童生徒が読書への関心を深めるため、図書館職員が依頼のあった学校を訪問し、図書館の利用方法や本の紹介等を行う取組をいう。
学校図書館主任	学校図書館教育を指導するため、教諭をもって充てる担当で、校務分掌として位置付けられる。
拡大読書器	ビデオカメラで本等を拡大(数倍から100倍程度)して撮影したものを、テレビ等のディスプレイに映してリアルタイムに見ることができる機器をいう。 新座市立図書館では、福祉の里図書館に設置している。
こどもの読書週間	子ども読書の日から、子どもの日を挟んだ3週間の4月23日から5月12日までをいう。各地で様々な啓発活動が開催される。
家庭教育講座	子どもとその保護者を対象とした公民館講座をいう。

— さ 行 —

用 語	解 説
彩の国5つのふれあい県民運動	<p>学校・家庭及び地域が一体となって、子どもたちの豊かな心を育むために、5つのふれあい―「自然」「人」「本」「家族」「地域」とのふれあいの意義を理解し、体験活動を推進していく運動。</p> <p>平成19年度で事業名の使用を終了し、平成20年度以降は「彩の国教育の日推進事業」等として、同じ趣旨の事業を実施している。</p>
さわる絵本	<p>様々な材料（布・毛糸等）を使って絵を半立体で表現し、視覚障がいの子どもが、触覚で楽しむことのできる絵本をいう。</p> <p>新座市立図書館では中央図書館に所蔵している。</p>
司書教諭	<p>教員免許状を持ち、学校図書館司書教諭講習規程による科目を履修し、任命権者による発令を受けた者。12学級以上の学校には司書教諭の配置が義務化され、11学級以下の学校には配置することが奨励されている。司書教諭は教諭をもって充て、学校図書館の専門職員として、学校図書館の経営及び指導等を行う。</p> <p>新座市においては11学級以下の学校にも司書教諭を配置し、全校配置となっている。</p>
障がい者サービス	<p>障がいの状況に応じた対面朗読、点字図書及び大活字本等の貸出しや宅配等のサービスをいう。</p>
書評合戦 (ビブリオバトル)	<p>各自が本を持ち寄って集まり、本の面白さについて5分程度でプレゼンテーションし合い、一番読みたくなった本を参加者の多数決で決定する書評会をいう。書評合戦(ビブリオバトル)の効果としては、ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができること、自ら本を選ぶ力、語る力が育つこと、読んでみたいと思える本に出会える機会が増えること等が挙げられる。</p>

調べ学習	課題や疑問の解決を、資料の収集・分析や実地調査等によって行おうとする学習をいう。
------	--

— た 行 —

用 語	解 説
ティーンズサービス	おおむね13歳～18歳を対象としたサービスで、図書の収集やブックリストの作成、テーマ展示等を行うサービスをいう。
出前講座	市民の生涯学習意欲に応え、市政への理解を深めるため、新座市元気の出るまちづくり出前講座を開講している。ここでは、「子どもの本（はじめて絵本）入門」、「おはなし会入門」の2講座をいう。
点字プリンタ	パソコン点訳（点字変換）した点字データを打ち出すための専用印刷機をいう。 新座市立図書館では中央図書館に設置している。
図書館訪問	児童生徒が図書館を訪問し、図書館の利用方法等の説明を受け、図書館への理解を深める取組をいう。
図書整理員	司書教諭の補助として、学校図書に関する業務を行う専門職員。新座市においては「図書整理員」の名称で、非常勤一般職員を全校に配置している。 同様の専門職員の配置は他自治体でも事例があり、名称は「学校司書」「学校図書館サポートスタッフ」「図書館アドバイザー」等、自治体によって異なる。

— な 行 —

用 語	解 説
乳幼児サービス	<p>図書館における児童を対象としたサービスのうち、おおむね0歳～5歳児を対象としたサービスで、ブックスタート事業（赤ちゃんと保護者に絵本を配布し、絵本を通してふれあいを深める事業）や図書館で乳幼児にお薦めの資料を収集し提供するサービスをいう。</p>
布絵本	<p>視覚障がい以外の肢体不自由や情緒障がいのある子どものために、ファスナーや靴ひも等本物の素材を動かして遊ぶことができる工夫をして作られた絵本をいう。</p> <p>新座市立図書館では中央図書館に所蔵している。</p>

— は 行 —

用 語	解 説
パネルシアター	<p>フランネル布地を張ったパネル舞台に、不織布で作成した絵を貼ったり取ったりしながら、物語を演じることをいう。</p> <p>新座市立図書館では中央図書館に所蔵している。</p>

— ら 行 —

用 語	解 説
レファレンスサービス	<p>学習、調査等のため情報を求める市民に対して、図書館の資料と機能を活用し、必要としている資料の紹介や提供を行うサービスをいう。</p>

中央図書館耐震補強等改修工事休館中の様子

中央図書館は、耐震補強等改修工事のため、平成24年6月1日から平成25年4月30日まで11か月間休館し、平成25年5月1日にリニューアルオープンしました。

休館で閲覧や資料貸出し等の館内サービスは休止しましたが、利用者の皆様にはできるだけ御不便をお掛けしないよう、次のようなサービスを継続・実施しました。

1 予約資料の貸出し（臨時窓口）

予約資料については、中央図書館に臨時窓口を設け貸出しをしました。臨時窓口の場所は、中央図書館1階カウンター（作業区域に衝立等を立てて区切りました。）→中央図書館事務室（窓から資料を手渡しました。）→仮設プレハブ（市民会館・中央図書館駐輪場に設置しました。）→再び、中央図書館1階カウンターへと3回移動しました。

2 子どもの読書に関する講座の開催

講座会場の確保が難しかったことから、一般向けの講座・講習は中止しましたが、子どもの読書に関する講座（「子どもの読書ボランティア養成講座」「おはなし会サポータースキルアップ講座」「ブックスタートボランティア研修会」「新座市民総合大学文学部子どもの読書応援学科」）は、公民館等他施設を会場にして開催しました。

3 分館の開館日を臨時増設

市内に5館ある分館は各館週2日開館していますが、中央図書館の休館を補うため、臨時に各館週3日開館しました。

4 資料の移動

直接サービスではありませんが、工事に備え、館内の資料を3,000箱に詰め、小学校の余裕教室等市内の各所に移動しました。工事後はリニューアルオープンに向け、3,000箱の資料を中央図書館に戻し、新しい書架へ配置しました。

策定の経過

年月日	経 過
平成 27. 5. 19	○（仮称）第3次新座市子ども読書活動推進計画策定に係る調査について（依頼）※関係各所属宛て
平成 27. 7. 2	○第1回新座市立図書館協議会 ・（仮称）第3次新座市子ども読書活動推進計画の諮問
平成 27. 8. 27	○第2回新座市立図書館協議会 ・（仮称）第3次新座市子ども読書活動推進計画の素案の審議
平成 27. 9. 22	○（仮称）第3次新座市子ども読書活動推進計画（第1案）に係る修正等について※関係各所属宛て
平成 27. 10. 23	○第3回新座市立図書館協議会 ・（仮称）第3次新座市子ども読書活動推進計画の素案の審議
平成 27. 11. 7	○（仮称）第2次新座市子ども読書活動推進計画（案）の中間報告
平成 27. 11. 18	○新座市教育委員会定例会 ・（仮称）第3次新座市子ども読書活動推進計画（案）の中間報告の説明
平成 27. 12. 1 ～12. 27	○意見募集 ・ 市議会議員、市民への意見募集 ・ 広報にいざ12月号、図書館だより12月号、市ホームページ（図書館ホームページからもリンク）で意見募集
平成 28. 1. 29	○第4回新座市立図書館協議会 ・（仮称）第3次新座市子ども読書活動推進計画（案）の審議
平成 28. 2. 10	○（仮称）第3次新座市子ども読書活動推進計画（案）の答申
平成 28. 2. 18	○新座市教育委員会定例会
平成 28. 3. 15	○庁議

新座市立図書館協議会委員名簿

No.	氏 名	備 考
1	梅田 充子	朗読グループ「赤いりんご朗読会」代表 公民館運営審議会委員
2	竹内 勘次	第一新座幼稚園長 認定こども園 第二新座幼稚園長 社会教育委員
3	田中 眞由美	詩人・元公民館運営審議会委員
4	原 繁	目白大学非常勤講師 写真家
5	児玉 裕子	新座市立大和田小学校校長
6	大宮 明子	片山婦人会顧問 公民館運営審議会委員
7	坂本 純子	NPO法人新座子育てネットワーク代表理事 社会教育委員 子ども・子育て会議委員
8	原田 由枝	新座市立八石小学校教諭
9	石川 敬史	十文字学園女子大学准教授 十文字学園女子大学図書館副館長
10	仲山 絵美	新座市立第三中学校図書整理員

○子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日)

(法律第154号)

第153回臨時国会

第一次小泉内閣

子どもの読書活動の推進に関する法律をここに公布する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第3次新座市子ども読書活動推進計画
(平成28年度～平成32年度)
平成28年3月

発行 新座市

編集 新座市立中央図書館

〒352-0011 新座市野火止一丁目1番2号

TEL 048-481-1115

FAX 048-482-4595